

(お知らせ)

福島第二原子力発電所における微量採血のための<sup>せんし</sup>穿刺器具  
に関する使用状況の調査結果について

平成 20 年 6 月 27 日  
東京電力株式会社  
福島第二原子力発電所

当所では、平成20年6月5日付で福島県保健福祉部より県内の医療機関に対し「微量採血のための<sup>せんし</sup>穿刺器具（針の周辺部分がディスプレイタイプでないもの）\*の取扱いに係る周知徹底及び調査の実施について」の照会があったことから、穿刺器具（以下、当該器具）の使用状況について調査してまいりました。

調査の結果、当所内の健康管理室（診療所）において、現在、複数人への使用が禁じられている当該器具を、平成15年5月から平成20年3月にかけて血糖値管理のため、当社社員38名ならびに当社に出向している協力企業の社員5名に対して使用していたことがわかりました。

当該器具の使用にあたっては、使用するたびに針を交換していたこと、および肌に直接接触する部分についてはアルコール消毒していたことから、感染症の可能性は低いものと考えておりますが、当該器具を使用した43名につきましては、速やかに問診や血液検査を実施してまいります。

原因につきましては、当所が、当該器具を複数人に使用することが禁じられていたことを十分認識していなかったものと考えております。

当所といたしましては、今回の事例を厳粛に受け止め、徹底した再発防止に取り組んでまいります。

以 上

\* 穿刺器具（針の周辺部分がディスプレイタイプでないもの）

微量採血を行う際に使用する針の付いた器具。直接採血するためのものではない。ディスプレイとは、「使い捨ての」という意味。

平成18年3月3日付けの厚生労働省通達により、このタイプの穿刺器具は複数人への使用が禁止されている。